

1 指定相当訪問型サービス（A2）コードの使い分けについて

介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号を基準として、「高齢者の選択肢の拡大」および「高齢者目線にたったサービス内容に応じる」観点から、令和 6 年 3 月末までの回数区分を標準的なサービスとして統合し、生活援助の区分を新設してます。

基本単位として、イ（包括報酬）とロ（回数報酬）に区分されるが主に 1 週間あたりの利用回数により、使用するコードが変わります。

原則としては、回数報酬で請求を行うものとしますが、月 5 週ある時など、月で 5 回以上（週 1 回程度）、9 回以上（週 2 回程度）、13 回以上（週 2 回を超える程度）になった場合はイの包括報酬の使用を検討することになります。検討とは、週ごとに位置付けた回数により変わりますが、月の回数による合成単位数と包括報酬の単位数を比較して小さい方で請求していただくことになりますので、ご注意をお願いいたします。以下の例を参考として下さい。

【例 1】包括報酬を算定するパターン（週 1 回程度で月 5 回あった場合）

○利用サービス：標準的なサービス	
包括報酬（A2 1111）	回数報酬（A2 2411）
1,176×1=1,176 単位	287×5 回=1,435 単位
適用：1,176 単位<1,435 単位となるため、包括報酬で請求。	

【例 2】回数報酬を算定するパターン（週 1 回程度で月 5 回あった場合）

○利用サービス：標準的なサービス 2 回と生活援助 3 回	
包括報酬（A2 1111）	回数報酬（A2 2411 A2 2511）
1,176×1=1,176 単位	287×2 回+179×3 回=1,111 単位
適用：1,176 単位>1,111 単位となるため、回数報酬で請求。	

なお、回数コードを使用する際は、包括報酬の週 2 回を超える程度の場合の単位数である 3,727 単位の範囲内で請求を行うことになります。月 3,727 単位を超えての請求は出来ません。

また、回数報酬の最大単位数である 287 単位を 4 回、8 回、12 回で利用した場合は、合成単位数がそれぞれの包括報酬単位数を超えることはないため、使用することはありません。

※月の利用回数が 6 回となる場合は、どこかの週で 2 回利用となるはずなので、週 2 回程度として比較するようにして下さい。

○費用基準別表の 1 指定相当訪問介護型サービス費及び共生型指定相当訪問型サービス費

の注3における、「標準的な時間」の解釈について。

⇒アセスメント及びサービス担当者会議等で必要とされる時間を検討し、導き出された結果を標準的な時間として下さい。

つまり、一般的に掃除に要する時間等、決まった時間はなく、利用者の身体状況や生活環境を考慮したうえで標準的な時間を導き出して下さい。

利用回数について

指定相当訪問型サービス

週1回程度：回数請求4回まで。5週ある月で5回利用する場合は包括報酬

週2回程度：回数請求8回まで。5週ある月で9回利用する場合は包括報酬

週2回を超える程度：回数請求12回まで。5週ある月で13回利用する場合は包括報酬

※回数請求については、合成単位数が3,727単位の範囲内で請求を行って下さい。

2指定相当通所型サービス（A6）コードについて

運用上の変更は、回数での請求について事業対象者・要支援2のコードについては1回から8回まで使用することが可能です。事業対象者については、週1回程度の利用を位置づけた場合はA6 1113のコードを使用。週2回程度と位置付けた場合はA6 1123を使用して下さい。

令和6年4月より、送迎未実施時の送迎減算が適用されることとなります。片道につき47単位減算となります。包括報酬の運用ではA6 1111 A6 1221を使用している場合は376単位の範囲内で減算し、A6 1121を使用している場合は752単位の範囲内で減算して下さい。

サービス提供体制強化加算について

加算の算定については、週〇回程度と位置づけた回数を基にして使用するコードを選択して下さい。区分別の単位数については、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た基準区分で請求して下さい。

①週1回程度（事業対象者・要支援1・要支援2）⇒88単位（加算Ⅰ）、72単位（加算Ⅱ）、24単位（加算Ⅲ）

②週2回程度（事業対象者・要支援2）⇒176単位（加算Ⅰ）、144単位（加算Ⅱ）、48単位（加算Ⅲ）

請求時の注意点。

サービス提供体制強化加算のコードにおいて、上記の運用に照らし合わせると要支援2の週1回程度の区分の場合、回数報酬でも包括報酬であっても①の単位数で請求を行うこと

になりますが、請求システムによっては、回数コードを利用しての請求では②の加算を自動的に適用する場合があります。これは、基本コードと加算コードのグループが異なることで発生する事象です。回数コード請求時に①の加算コードを利用できない場合は、システムの設定を変更する必要があります。設定の変更については、お使いのシステム会社にお問い合わせ下さい。